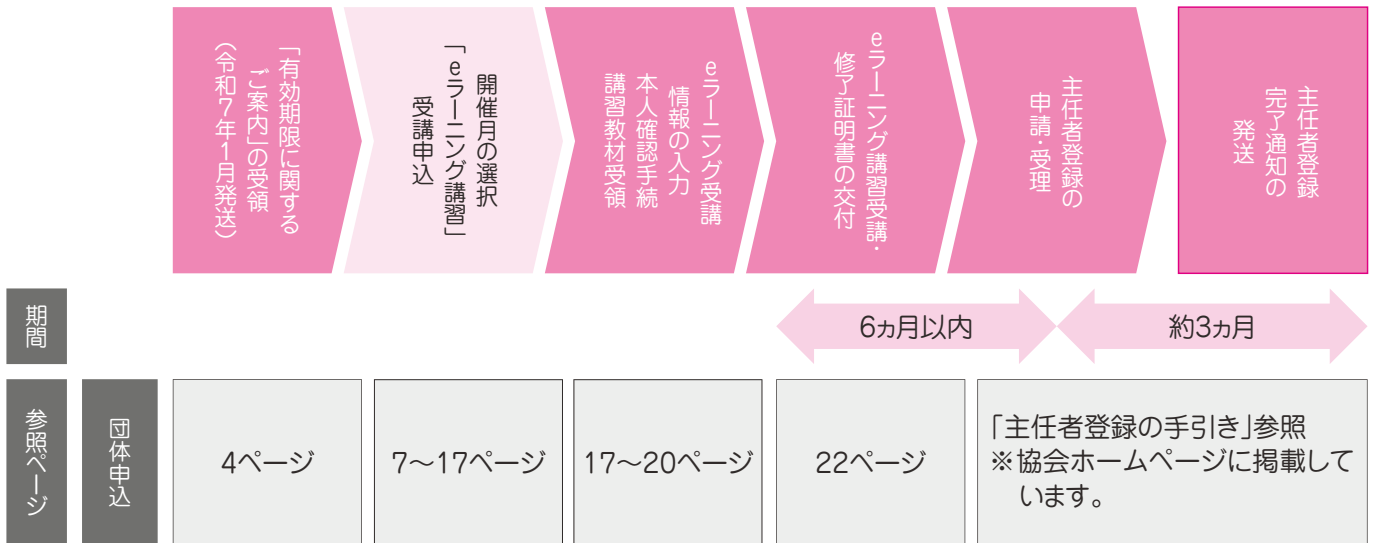


B eラーニング講習

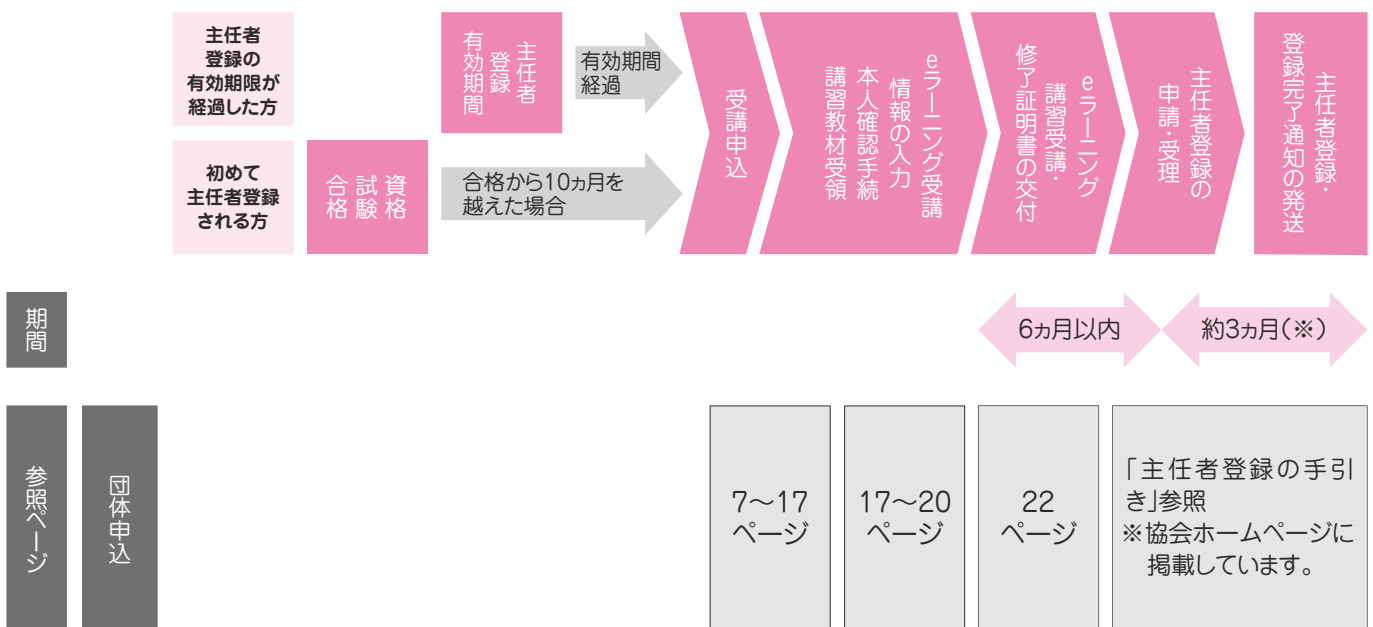
1. 講習受講から主任者登録までの流れ

① 現在主任者登録を受けている方



主任者登録の申請には、更新申請(P5図B)と更新申請以外(P5図A・C)があります。主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請可能期間(日数)を確認のうえ、受講申込を行ってください。 **4 P** 「登録更新の申請可能期間(日数)とは」参照
所属団体(会社)のある方は、登録の更新および講習受講について団体(団体責任者)にご確認ください。

② 初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方



主任者登録の申請から登録完了通知が発送されるまで、最短でも3ヵ月程度(上図※)を要します。
主任者登録が必要な時期と主任者登録完了までの期間を考慮し、受講月を選定してください。
過去に主任者であった方の場合、登録番号は変更され、新たな登録番号が付与されます。
主任者登録の申請は、講習受講日から6ヵ月以内(登録申請の可能期間)に行う必要があります。

主任者登録更新のための受講月一覧(主任者登録有効期限別)

主任者登録更新を受けようとする方は、下表の「更新申請可能期間が3ヵ月以上となる受講期間」を参考に受講月を選定してください。

■「有効期限に関するご案内」の送付について

現在主任者である方には、下表の通り、「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と登録講習に関するご案内」を送付しています。

主任者登録		「有効期限に関するご案内」の送付予定年月	更新申請可能期間が3ヵ月以上となる受講期間
登録完了日	有効期限		主任者登録の申請方法 団体申請
R4.11	R7.11	R7年1月	R7.01～R7.06
R4.12	R7.12		R7.02～R7.07
R5.01	R8.01		R7.03～R7.08
R5.02	R8.02		R7.04～R7.09
R5.03	R8.03		R7.05～R7.10
R5.04	R8.04		R7.06～R7.11
R5.05	R8.05		R7.07～R7.12
R5.06	R8.06		R7.08～R8.01
R5.07	R8.07		R7.09～R8.02
R5.08	R8.08		R7.10～R8.03
R5.09	R8.09		R7.11～R8.04
R5.10	R8.10		R7.12～R8.05
R5.11	R8.11	R8年1月	R8.01～R8.06
R5.12	R8.12		R8.02～R8.07
R6.01	R9.01		R8.03～R8.08
R6.02	R9.02		R8.04～R8.09
R6.03	R9.03		R8.05～R8.10
R6.04	R9.04		R8.06～R8.11
R6.05	R9.05		R8.07～R8.12
R6.06	R9.06		R8.08～R9.01
R6.07	R9.07		R8.09～R9.02
R6.08	R9.08		R8.10～R9.03
R6.09	R9.09		R8.11～R9.04
R6.10	R9.10		R8.12～R9.05

☞ 主任者登録更新の際の留意点

現在主任者として登録行政庁(※)に届出されている方は以下の事項に十分にご留意ください。

- ① 現在主任者として登録行政庁に届出されている主任者が、更新以外(P5図A・Cの期間の申請)で主任者登録を受けた場合は、登録番号が変更になるため、貸金業の登録事項の変更の届出事由(貸金業法第8条第1項前段)に該当し、貸金業者は当該変更届を登録行政庁に提出しなければなりません。
- ② 現在主任者として登録行政庁に届出をされている主任者が、P5図Cの期間で申請をした場合は、一旦現主任者登録が抹消されるため、主任者が不在または必要数未滿となる可能性があります。この場合、貸金業者は新たな主任者を設置し、変更届を登録行政庁に提出する必要があります。

上記を踏まえ、現在主任者として登録行政庁に届出されている方は、P5図Bの期間に申請(更新申請)されることをおすすめします。

※登録行政庁とは…貸金業者が貸金業の登録を受けている財務(支)局長または都道府県知事のこと。登録行政庁への主任者設置に関する届出は、貸金業者が行います。主任者個人として登録行政庁に届出をすることはありません。

☞ 登録更新の申請可能期間(日数)とは…

主任者登録更新の申請を行うことができる期間のこと。

主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請手続きに余裕を持つため、当該期間(日数)を3ヵ月(90日)以上確保することをおすすめします。

インターネット申込では、更新申請可能期間(日数)を画面上で確認し、受講申込することができます。

※協会ホームページTop>貸金業者取扱主任者試験・講習・登録>登録講習>講習受講から主任者登録までの流れ>登録申請の申請可能期間(日数)とは

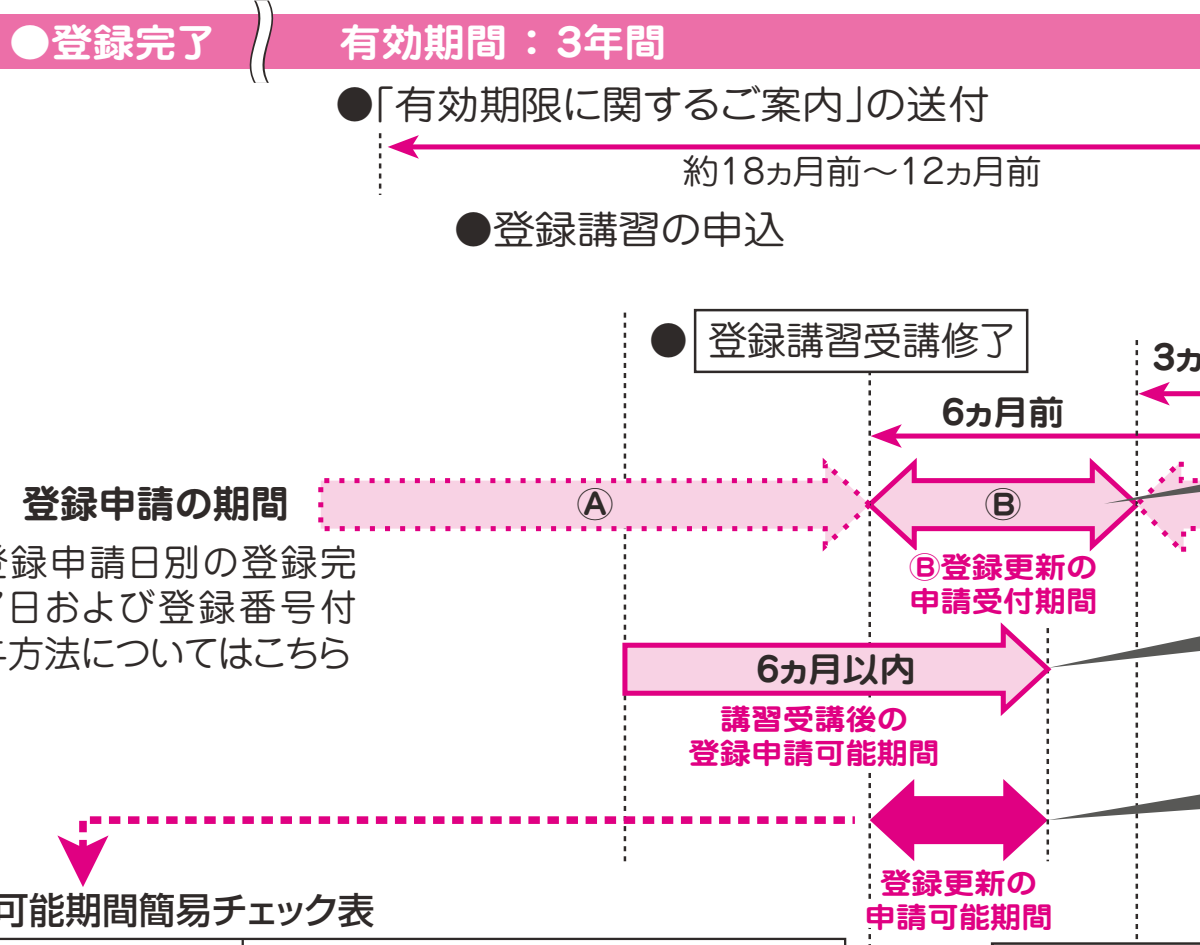
	受講申込者が確認できる表示場所
	インターネット申込
更新申請可能期間	受講申込画面の申込確定時(P14、P16参照)修了証明書(P22参照)
更新申請可能日数	受講申込画面の開催月選択時(P14、P16参照)

※団体申込では、団体責任者が申込確定を行う画面上で、受講申込者の当該日数を確認することができます。

主任者登録の更新に係る概要図(団体申込の場合)

現

現在の主任者登録



更新申請可能期間簡易チェック表

講習開催日が主任者登録有効期限の	更新申請可能期間	
	個人申請	●団体申請
12ヵ月より前	更新申請不可	更新申請不可
12ヵ月前～11ヵ月前	1日～1ヵ月間	1日～1ヵ月間
11ヵ月前～10ヵ月前	1～2ヵ月間	1～2ヵ月間
10ヵ月前～9ヵ月前	2～3ヵ月間	2～3ヵ月間
9ヵ月前～8ヵ月前	3～4ヵ月間	3ヵ月間
8ヵ月前～7ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間
7ヵ月前～6ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間
6ヵ月前～5ヵ月前	3～4ヵ月間	2～3ヵ月間
5ヵ月前～4ヵ月前	2～3ヵ月間	1～2ヵ月間
4ヵ月前～3ヵ月前	1～2ヵ月間	1日～1ヵ月間
3ヵ月前～2ヵ月前	1日～1ヵ月間	更新申請不可
2ヵ月未満	更新申請不可	更新申請不可

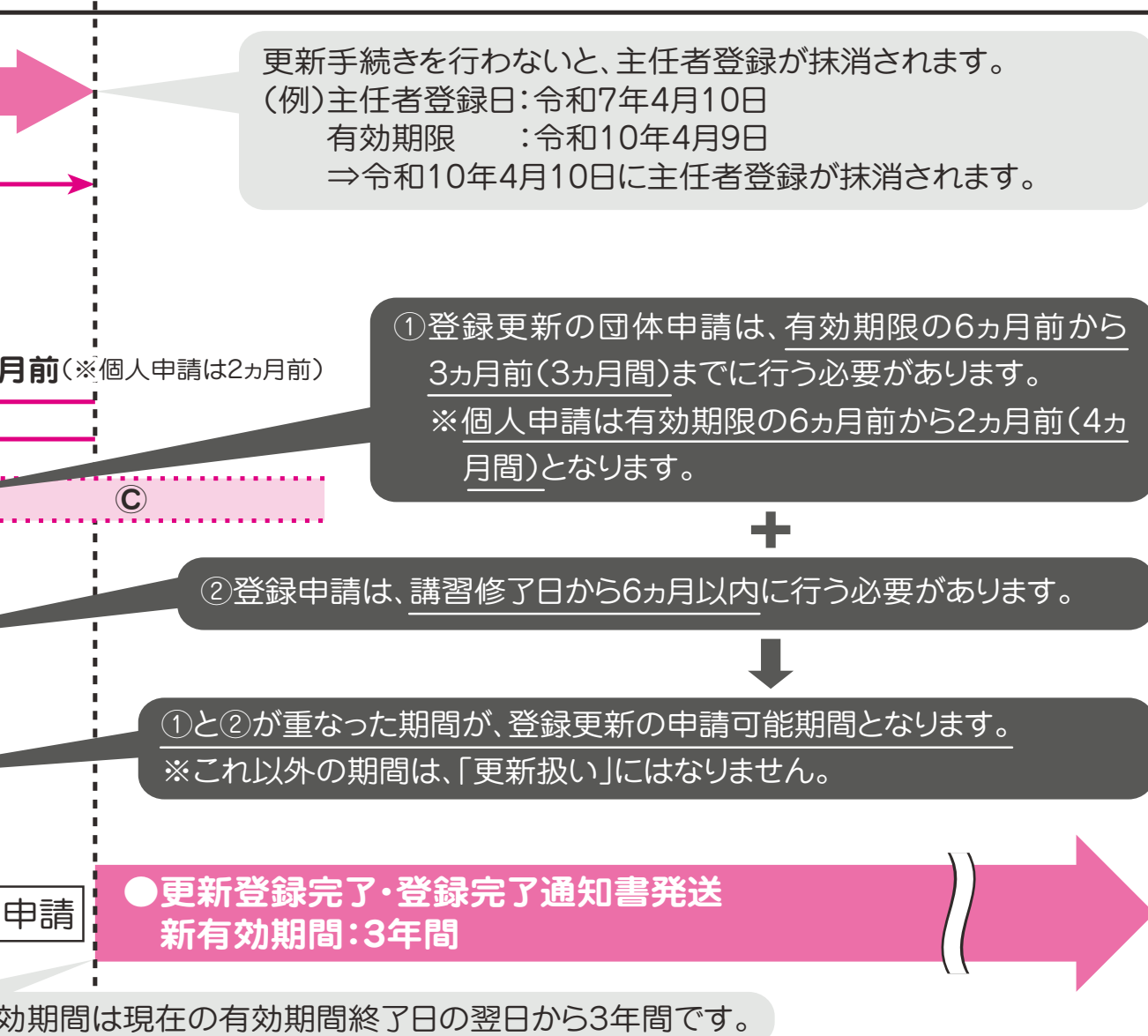
●登録更新の

更新後の有効

【主任者】
登録更新の申請手
更新申請可能期間
●主任者登録申請
※主任者登録申請
イン

申請日	登録完了日	登録番号
(A) 有効期限の6ヵ月前より前の申請	登録事務完了日 (申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録
(B) 有効期限の6ヵ月前から3ヵ月前 (個人申請は2ヵ月前)の期間の申請	現在の有効期間終了日の翌日	現行の登録
(C) 有効期限の3ヵ月前 (個人申請は2ヵ月前)より後の申請 ※主任者登録抹消後の申請も含む	登録事務完了日 (申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録

現在の有効期限



主任者登録の更新を受けようとする方へ 登録講習の受講時期の目安

手続き(申請書類準備、送付等)に余裕を持つため、**更新申請可能期間を3ヶ月以上確保することをおすすめします。**

更新申請可能期間を3ヶ月以上確保するためには、

更新申請を**団体申請**でされる方…**有効期限の10ヶ月前～5ヶ月前の5ヶ月間**に実施される講習を受講してください。

更新申請を**個人申請**でされる方…**有効期限の10ヶ月前～4ヶ月前の6ヶ月間**に実施される講習を受講してください。

インターネット申込では、画面上で更新申請可能期間(日数)を確認し、受講申込することができます。

	その他
番号	現在の主任者登録の残存する有効期間は無効となります。
番号	
番号	現在の主任者登録の有効期間内の申請の場合でも、標準処理期間(3ヶ月間)を越えているため、現在の主任者登録の有効期限満了をもって一旦、主任者登録が抹消されます。(登録抹消通知が発送されます)